

ワンストップ特例制度をご利用される方へ ワンストップ特例申請書の提出について

ワンストップ特例制度とは、①確定申告が不要な給与所得者などで②1年間の寄附先が5自治体以内の場合に限り、寄附を行った自治体へ申告特例申請書を提出することで、確定申告をすることなしに寄附金控除が受けられる制度です。

※①、②の両方の条件を満たす方のみ適用となります。条件を満たさない方は、寄附金控除の確定申告が必要となります（確定申告をされる場合は、別途送付の受領証明書にてお手続きください）。

・ワンストップ特例制度の利用を希望される場合の申請書の提出について

下記の手順により、寄附を行った翌年の1月10日（必着）にてご提出ください。

（書類の不備がある場合、追加での資料の送付などを依頼するために期日を設定しています）

(1) 【申告特例申請書】内上部、空欄箇所へと記入を行い、氏名欄へと捺印をしてください。

(2) 【申告特例申請書】内中部、「2. 申告の特例の適用に関する事項」についてご確認の上、該当する場合はチェックを付けてください。

※①、②の両方に該当しない場合は、制度が適用されませんので確定申告が必要です。

(3) 【マイナンバー確認書類】と【本人確認書類】をご準備ください。

※詳細については、別紙「ワンストップ特例申請書の添付書類について」をご確認ください。

(4) 封筒内に、①【申告特例申請書】・②【マイナンバーの確認書類】・③【本人確認の書類】の合計3点を封入して、広尾町へとご提出ください。

(5) 広尾町にて受付完了後、「申告特例申請書受付書」をご返送いたします。

※同じ自治体に複数回寄附をした場合、寄附を行った都度、申請書の提出が必要となります。

※申請書内に記入漏れや記入ミスがある場合や、添付資料が不足している場合は、受付を行うことができませんので、ご返送させていただくことがあります。

寄附を行った翌年1月10日までに受付を完了できない場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

※（転居による住所変更など）申請書の内容に変更があった場合は、翌年の1月10日までに、変更届出書のご提出が必要となります。様式が必要な場合は、広尾町までご連絡ください。

平成 29 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申
道府県民税

太枠内全てにご記入の上、氏名欄に捺印を行ってください。
記入漏れや記入ミスがある場合は、受付を行うことができませんので、ご確認を忘れずをお願いいたします。

平成 年 月 日 北海道広尾町長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
電話番号	個人番号	
	性 別	
	生年月日	

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額 円
-------	-----------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>

①、②の両方にチェックが入る方のみが対象となります。
忘れずにチェックを付けてください。